

基本方向2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、こどもを生み、育てることができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

核家族化など世帯規模が縮小し、地域のつながりが希薄化する中で、子育てのノウハウを経験者から次代の親へと伝えることが困難になってきています。また、ひとり親家庭や外国籍住民の家庭など、子育て家庭の家族形態や抱える悩みも多様化しています。加えて、障がいのあるこどもや、慢性疾患などにより長期に療養を必要とするこどもの養育者が安心して子育てができるよう支援し、すべてのこどもが互いを思いやり、共に育つ地域づくりを進めていくことが重要です。

さらに、大阪市が実施したニーズ調査では、「子育てを楽しいと感じ、つらいと感じない」と回答した保護者が半数程度にとどまっており、すべての子育て家庭が、安心と楽しさを実感しながら、こどもを生み、育てられるように、子育て家庭のさまざまなニーズにきめ細かく対応する支援の仕組みを、より身近な地域で充実していく必要があります。

また、働き続けることを希望する人が仕事と出産・子育てを共に選択できる社会を実現していくことが重要であることから、大阪市では、仕事と子育ての両立を支援するため、保育所の待機児童の解消をはじめ、保育サービスの充実等に精力的に取り組んでいます。

就業を希望する人が働き続けながら出産や子育てができる環境づくりを一層充実し、こどもを生み、育てるすべての人が多様な生き方や働き方を選択できる社会を実現していく必要があります。

めざすべき目標像

- 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る安心な環境が整っている。
- 各家庭の状況に応じた個別支援の仕組みが整っている。
- 多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、希望する人が働き続けながらこどもを生み、育てることができる。

はぐくみ指標

指標項目	現状値	目標（令和 6 年度）
子育てについて「楽しいと感じることの方が多く」と答える保護者の割合	就学前児童 77.5% 就学児童 73.9%	就学前児童 80% 就学児童 80%
「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合	就学前児童 88.0% 就学児童 90.2%	就学前児童 94% 就学児童 94%
母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合	42.4%	46.1%

基本施策・施策

基本施策（１）安心して子どもを生むことができる仕組みの充実	
施策１	妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守る仕組み等を充実します 【重点施策６】妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実
施策２	思春期の子どもの健康を守る取組を充実します
基本施策（２）身近な地域における子育て家庭への支援の充実	
施策１	子どもの健康や安全を守る仕組みを充実します
施策２	子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します
基本施策（３）家庭の状況に応じた子育て支援の充実	
施策１	ひとり親家庭への支援を充実します 【重点施策７】ひとり親家庭への支援の充実
施策２	障がいのある子どもと家庭への支援を充実します 【重点施策８】障がいのある子どもと家庭への支援
施策３	長期にわたり療養を必要とする子どもと家庭への支援を充実します
施策４	外国籍住民の子どもと家庭への支援を充実します
基本施策（４）多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等の充実	
施策１	仕事と出産・子育てを共に選択できる保育サービス等を充実します 【重点施策９】待機児童を含む利用保留児童の解消
施策２	保育サービスの質を向上します 【重点施策１０】安心・安全な保育の提供
基本施策（５）子ども・青少年や子育て家庭が快適で安全・安心に暮らせるまちづくり	
施策１	子ども・青少年や子育て家庭にとって快適で安全・安心な生活環境を整備します

(1) 安心して子どもを生むことができる仕組みの充実

施策1 妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守る仕組み等を充実します

【基本認識】

妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守ることは、生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点ともなります。近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にある一方で、健康診査を受診しない妊婦もみられ、妊婦の健康管理を充実していく必要があります。さらに、不妊治療へのニーズも高まっており、妊娠を望む夫婦への支援も必要です。

【取組の方向性】

妊婦の健康を守り、安心して出産できるよう、適切に健康を管理する機会を確保します。胎児や新生児及び母体の健康と安全な出産を守り、危険な状態にある妊産婦や未熟児等に適切に対応するため、周産期の医療体制を確保します。また、妊娠・出産を望む夫婦が不妊治療にかかる不安や心配事をできるだけ解消して不妊治療を受けられるよう支援します。

【重点施策6】 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

重点施策として実施する事業

(91) 妊婦健康診査事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 53 ページ

【こども青少年局】

施策指標
・子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として設定する数値目標 ⇒ 53 ページに掲載

(92) 産後ケア事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

出産直後に体調不良や育児不安があり、家族などから援助が受けられない方を対象に、ショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）の利用を通じて、母親への心身のケアや育児のサポートなどの支援を行います。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・利用者のうち、育児に自信が持てるようになった人の割合	98.2%

(93) 赤ちゃんへの気持ち質問事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

児童虐待予防の観点から出産後から 3 か月児健康診査までのできるだけ早期に助産師又は保健師が乳児及び養育者宅を家庭訪問し、自己記入式「赤ちゃんへの気持ち質問票」を用いて養育者の赤ちゃんに対する愛着を客観的に把握、評価したうえで、必要に応じて早期支援につなげます。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・母子訪問・乳児家庭全戸訪問・専門的家庭訪問支援事業の対象者への自己記入式「赤ちゃんへの気持ち質問票」実施	—

(94) 養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

⇒ 「第 4 章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 54 ページ

【こども青少年局】

施策指標
・子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として設定する数値目標 ⇒ 54 ページに掲載

(95) 乳児家庭全戸訪問事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 53 ページ

【こども青少年局】

施策指標
・子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として設定する数値目標 ⇒ 53 ページに掲載

(96) 不妊専門相談センター事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

令和元年12月より不妊専門相談センター事業を開始し、不妊治療に関する様々な悩みを抱える夫婦に対して、専門相談員による電話相談や面接相談等を実施します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成30年度)
・利用者にアンケートをした結果、満足と答えた割合	—

(97) 多胎児家庭外出支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

多胎児を連れての外出は困難さが高く、特に移動にベビーカー等を使用する年齢層は公共交通機関の乗り継ぎ等においても身体的負担が大きいことから、満2歳児以下の多胎児（双子、三つ子など）を養育している保護者等の外出を支援するため、ユニバーサルデザインタクシー等の利用料金の一部を助成します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成30年度)
・使用割合（配布枚数に対する使用枚数）	—

(98) 4 歳児訪問事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

4 歳児を対象に保健師等が未就園児への家庭や保育所・幼稚園等への訪問などを行い、就学前までに必要な生活習慣を身につけるための健康教育や子育て相談等を実施するとともに、事業効果を高めるため、絵本を配付します。また、必要に応じて継続的支援につなげます。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・住民票等により把握している全 4 歳児等の対象児童との接触（絵本の配付）	—

実施事業（全市共通）

(99) 特定不妊治療に対する助成

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されたもののうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。

【こども青少年局】

(100) 周産期緊急医療対策事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

ハイリスクの新生児や妊産婦を、24 時間体制で高度な医療機能を有する医療機関に緊急搬送し、適切な治療が受けられる体制を確保するため、周産期の緊急医療体制を整備するとともに、かかりつけ医のない妊産婦や婦人科疾患の救急搬送体制として、救急搬送体制協力病院を当番制で確保し、一時対応病院として受入を図ります。

【健康局】

(101) 母親教室

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

妊娠届出時等に妊婦及びその配偶者等を対象とする教室や保健指導の案内を行い、妊産婦を対象に妊娠・出産・育児や健康に関する正しい知識の普及と必要な保健指導を行う健康教育を実施し、具体的かつ実践的な教育及び参加者同士の交流により、健康の保持増進と育児不安や悩みの軽減・解消を図ります。

【こども青少年局】

(102) 父親の育児参加啓発事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

初妊婦及びその夫等に対し、「プレパパ・ママの育児セミナー」を開催し、父親に対し母性及び乳幼児についての知識向上を促し、育児への参加啓発を図ります。また、この機会をとらえて、悩みや不安を傾聴し、相談に応じたり、参加者同士の交流を行うことで、相談相手や仲間づくりを促進します。

【こども青少年局】

(103) 地域ふれあい子育て教室事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保健師・栄養士等が保育所や地域の会館に出向き、乳幼児とその養育者を対象に相談に応じるとともに、養育者相互の交流を推進することにより身近な相談相手を確認し、養育者の育児不安の軽減と乳幼児の健康の保持増進を図ります。

【こども青少年局】

施策2 思春期のこどもの健康を守る取組を充実します

【基本認識】

予期しない妊娠などによる人工妊娠中絶は大きな社会問題であり、その若年化も問題となっています。性に関する正しい知識や健全な意識の醸成、生命を大切にする心の育成が重要です。また、10代の喫煙や飲酒、思春期やせ症などは、将来、妊産婦の健康にも影響を与えるとともに、低出生体重児の増加にも関連が深いと指摘されています。家庭、学校、地域等が連携して思春期の健康を守る取組を推進していく必要があります。

【取組の方向性】

妊娠や出産、子育てにも大きな影響を与える思春期の心身の健康を守るため、思春期特有の悩み等についての相談体制を確保します。また、生命の尊さや性への正しい理解を深める取組を推進します。

思春期のこどもの健康を保持する取組の充実

実施事業（全市共通）

（104）健全母性育成事業

	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢			○		

思春期における男女の心身の健康が将来の結婚生活や健康、妊娠、出産、子育てに大きな影響を与えることから、思春期特有の性に関する不安や悩み、医学的問題について、性と生殖に関わる専門家が中学校へ出向き直接中学生等を対象に思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」を実施します。

【こども青少年局】

再掲（38）学校教育における健康に関する現代的課題への対応 ⇒ 75 ページに掲載

再掲（39）学校教育等におけるエイズ・性感染症予防に関する取組の推進

⇒ 76 ページに掲載

再掲（40）感染症に関する正確な知識の普及啓発 ⇒ 76 ページに掲載

再掲（41）思春期問題相談 ⇒ 76 ページに掲載

再掲（42）薬物関連問題相談 ⇒ 76 ページに掲載

(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実

施策1 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します

【基本認識】

子育てをしていくうえで、こどもの健康や安全を守ることは大切です。こどもの健康状態を定期的に把握し、病気や発育発達上の問題を早期に発見し、対応するとともに、病気や緊急時に、夜間や休日を含めて適切に対応できる小児医療体制を充実していく必要があります。

【取組の方向性】

こどもの健康な生活習慣の形成を図ることができるよう、さまざまな機会をとらえ、情報提供や健康教育を推進します。また、こどもの健康を適切に管理できる機会を確保し、健康の保持増進と病気等の予防や早期発見・早期対応を図ります。こどもの不慮の事故や病気などの緊急時にも即応できるよう救急医療体制を充実します。

こどもの健康や安全を守る仕組みの充実

実施事業（全市共通）

(105) 新生児聴覚検査

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

聴覚障がい、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るために、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査費用の一部公費負担を実施します。

【こども青少年局】

(106) 乳児一般健康診査

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

生後1～2か月と9～11か月の乳児を対象に、大阪府が委託する医療機関において、必要な健康診査を公費負担で実施し、乳児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見とともに、適切な保健指導を行うことにより、養育者の育児不安を解消し、乳児の健康の保持・増進を図ります。

【こども青少年局】

(107) 3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

3か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。

【こども青少年局】

(108) こども医療費助成制度

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

0歳から18歳（18歳に達した日以後における最初3月31日）までのこどもが健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成する（一部所得制限あり）ことにより、こどもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図ります。

【こども青少年局】

(109) 休日・夜間急病診療所の運営事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

主として医療機関が通常診療を実施していない時間帯（夜間及び休日）において市民が急病になった際に、診療（内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科）を実施する事業であり、市民の安全で安心な生活に寄与することを目的として事業を実施します。

【健康局】

(110) 救急安心センター事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

「救急安心センターおおさか」では、看護師が医師の支援体制のもと、突然の病気やケガに対して救急医療相談や救急病院の案内、応急手当についてのアドバイスなどを 365 日 24 時間対応できる体制を整えており、医療相談の内容から緊急性が高い場合には、迅速に救急車を出場させるなどのワンストップサービスの提供を行います。

【消防局】

施策2 子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します

【基本認識】

子育て家庭の養育者が孤立して、子育てに対する不安感や負担感を抱え込むことのないよう、関係機関が連携し、身近な地域で適切に支援できる体制を充実する必要があります。地域団体の活動とも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる場や、子育て中の親子が交流し、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会などを提供し、養育者の不安感や負担感を軽減していくことが重要です。また、養育者の就業の有無にかかわらず、育児疲れや急病などの必要な時にこどもを預けられる仕組みなど、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応する支援を充実していく必要があります。

【取組の方向性】

安心して子育てできるよう身近な地域での相談や支援体制を充実します。家庭における子育てを支援するため、子育てに関する情報提供の充実や、保護者やこども同士の交流機会を提供します。緊急時などに、就業の有無にかかわらずこどもを預けられる仕組みなど、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応する支援を推進します。

地域での子育て相談や支援等の充実

各区保健福祉センターの「子育て支援室」において、子育てに関する総合的な相談や支援を行うとともに、保育所・幼稚園や地域子育て支援拠点事業などによる身近な地域での相談や支援を推進します。また、こども相談センターの総合的な相談や支援機能を充実し、各区子育て支援室や関係機関との連携により、子育て家庭への相談や支援体制を強化します。また、国際化の進展や国際結婚が増加する中で、多様な文化的背景を持つこどもや保護者が安心して子育てできるよう、必要な情報提供や相談などの支援を行います。

実施事業（全市共通）

（111）区保健福祉センターにおける相談の充実

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

区保健福祉センターの「子育て支援室」においては、虐待担当者・保育士・家庭児童相談員等のチームが、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関するさまざまな相談に応じるほか、各機関との連携により、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行います。

【各区・こども青少年局】

（112）こども相談センターにおける子育て家庭への相談や支援

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

大阪市内に住む、18歳未満のこどもからの相談について、児童福祉司、児童心理司、医師、教職経験者などの専門の職員が、面接や観察を行い、こどもの状態や家庭の状況を把握し、必要な支援を行います。

【こども青少年局】

（113）男女共同参画センター子育て活動支援館

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

男女共同参画と子育て支援を一体的に推進する機能を担う、男女共同参画センター子育て活動支援館において、子育てに関する電話相談・専門相談を行うとともに、子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等を開催し、子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の後方支援を行います。

男女共同参画センター子育て活動支援館 （クレオ大阪子育て館）	大阪市北区天神橋6-4-20
-----------------------------------	----------------

【こども青少年局】

（114）子育て活動支援事業（子ども・子育てプラザ）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

次代を担うこどもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期のこどもたちが集い交流する機会を提供します。

【こども青少年局】

(115) 地域子育て支援拠点事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 51 ページ

【こども青少年局】

(116) 幼稚園における子育て支援・地域との交流活動の実施

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

幼稚園において、未就園児と保護者登園、園庭開放、子育て相談、子育てフォーラムなど、地域における幼児期の教育センター的役割を果たすよう努めます。

【こども青少年局】

(117) 利用者支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 53 ページ

【こども青少年局】

(118) ブックスター

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

絵本を通じて、親と子が触れ合う機会を生み出し、豊かな親子関係を育むと同時に、こどもの情緒面での発育を促すことを目的に絵本等のセットを手渡すとともに、図書館司書等が読み聞かせの指導を行います。地域子育て支援拠点事業実施施設等で実施することにより、子育て支援施設の利用や様々な支援サービスの周知につなげます。

【こども青少年局】

(119) 子育ていろいろ便利帳

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

子育ての情報を掲載した「子育ていろいろ便利帳」を発行し、新たな施策を含む大阪市の子育て支援施策について周知することで、支援の必要な世帯に必要な情報を届けるとともに、各種施策の利用を促進します。

【こども青少年局】

(120) 赤ちゃんの駅事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

乳幼児と保護者等が、外出中に授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その周知を図ります。

【こども青少年局】

多様なニーズに対応する子育て支援の充実

多様化する就労形態に伴う個々の家庭のニーズに柔軟に対応できるよう、時間外保育や休日・夜間保育などの多様な保育サービスの充実を図ります。

実施事業（全市共通）

(121) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 52 ページ

【こども青少年局】

(122) 病児・病後児保育事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 52 ページ

【こども青少年局】

(123) 子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 51 ページ

【こども青少年局】

(124) ファミリー・サポート・センター事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 52 ページ

【こども青少年局】

子育てにかかる経済的負担の軽減

国制度との整合性を図りつつ、受益と負担の適正化の視点をふまえながら、保育料や教育費、その他教育・保育に必要な実費徴収にかかる負担など、子育て家庭における保育所や幼稚園から高等学校までの子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

実施事業（全市共通）

（125）児童手当

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

次代の社会を担うこどもの発達や成長を社会全体で応援するため、こどもを養育している方に手当を支給します。

3歳未満	月額 15,000 円
3歳以上小学校修了前（第1子、第2子）	月額 10,000 円
（第3子以降）	月額 15,000 円
中学生	月額 10,000 円

【各区・こども青少年局】

（126）保育料（保育所等）の負担軽減

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保育料については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市民税の所得割に応じた額を設定することとなりますが、大阪市では、子育て家庭の負担軽減を図るため、独自に財源を拠出し、国が定める保育料徴収基準額よりも安く保育料を設定します。

【こども青少年局】

（127）実費徴収に係る補足給付事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

幼稚園・保育所等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等について、市の定める保育料とは別に、各施設等が実費徴収を行います。この実費徴収について、大阪市在住の生活保護世帯等のこどもの保護者を対象に費用の一部を給付します。また、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に通う年収 360 万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降のこどもを対象に、給食費として徴収する費用のうち「副食費相当分」を月額 4,500 円まで無償化します。

【こども青少年局】

(128) 教育費等の負担軽減

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

経済的な理由により大阪市立小・中学校への就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助を実施します。(就学援助費)

また、大阪市内に居住し、高等学校又は高等専門学校に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な者(市民税非課税世帯。ただし、生活保護世帯を除く)に対し、大阪市奨学費を支給します。(奨学費)

【教育委員会事務局】

再掲(6) 幼児教育・保育の無償化 ⇒ 60 ページに掲載

再掲(54) 塾代助成事業 ⇒ 80 ページに掲載

再掲(108) こども医療費助成制度 ⇒ 104 ページに掲載